

協議項目	24-10	交通関係事業の取扱い	関係項目				
調整方針	1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。 2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。						
現 況							調整理由・課題
1 公共交通対策(バス運行)							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)タウンバス	渋川タウンバス 「渋川温泉～カイトハク線」 ・走行：1日22便 ・運行業者：日本中央 ・車両：45人と43人の小型バス2台使用 ・県運行費補助金 2,420,000円	伊香保温泉タウンバス 1番線「温泉循環線」 ・走行：1日20便 ・運行業者：日本中央 ・車両：9人と5人のタクシー2台使用 ・県運行費補助金 453,000円	なし	村内巡回バス ・東と西コース4便ずつ運転し、うち4便が総合病院乗り入れ ・費用はスクールバス運行事業で対応(普通交付税1台570万円) ・料金 無料	渋川駅～深山線(代替)路線バス廃止により代替バス運行(21条許可) ・走行：1日14便 ・バス業者：関越交通 ・36人乗り小型バス ・県運行費補助金 1,356,000円	村営バス(80条許可) 「真壁～渋川線」 ・走行：1日12便(日祭11便) ・実施主体：北橋村 ・39人、45人乗利用 ・45人1台予備 ・県運行費補助金 2,133,000円	1【調整理由】 ・バス運行については、地域の交通の利便性の確保の目的から、地域住民の足として事業が展開されてきた経緯があるので、当面の間、現行のとおり運行する必要がある。 【課題】 ・利用客の減少による赤字路線が多く、路線の見直しや運行体系の調整が必要である。 ・タウンバスについては、料金体系に差異(無料と有料)があり、統一化を図る必要がある。 2【調整理由】 ・現在1市2村で制度を実施しているが、補助額に若干差異があるため、統一する必要がある。 【課題】 ・バスの運行形態により利用の可否があるため、調整を図る必要がある。
	渋川タウンバス 「渋川温泉御蔭経由西群馬病院線」 ・走行：1日28便 ・運行業者：関越交通 ・車両：29人小型、58人中型の2台使用 ・県運行費補助金 2,447,000円	水沢シャトルバス線 ・走行：1日4便 ・運行業者：群馬バス(株) ・車両：41人乗り小型バス1台使用 ・町独自の個別運用による補助			渋川駅～南柏木(代替)路線バス廃止に伴い代替バス運行(21条許可) ・走行：1日10便 ・バス業者：関越交通 ・35人乗り小型バス ・県運行費補助金 1,160,000円	村営バス(80条許可) 「小室～下箱田線」 ・走行：1日6便(日祭5便) ・実施主体：北橋村 ・10人乗乗合バス1台 ・県運行費補助金 573,000円	
	渋川タウンバス 「渋川駅～青葉台経由西群馬病院線」 ・走行：1日20便 ・運行業者：関越交通 ・車両：36人小型1台 ・県運行費補助金 1,321,000円				渋川駅～勝保沢線(代替)路線バス廃止に伴い代替バス運行(21条許可) ・走行：1日19便 ・バス事業者：関越交通 ・45人乗り小型バス ・県運行費補助 1,057,000円		
	渋川タウンバス 「渋川駅～神田原集会所線」 ・走行：1日16便 ・運行業者：関越交通 ・車両：10人乗りタクシー1台 ・県運行費補助金 791,000円						
	渋川タウンバス 「渋川駅～渋川総合病院線」 ・走行：1日26便 ・運行業者：日本中央 ・車両：9人乗りワンボックスカー改造 ・県運行費補助金 201,000円						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-10 交通関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題
	現		況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2)広域路線バス	「渋川駅～東村御園線」 ・運行便数：16便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：49人乗り中型バス2台使用 ・県運行費補助金 1,849,000円 ・負担割合 渋川市 59.1% 東村 40.9%	「小野上駅～伊香保温泉線」(代替) ・走行：1日14便(祝祭日10便) ・運行業者：関越交通(株) ・使用車両：41人乗り小型バス1台使用 ・県運行費補助金 1,343,000円 ・負担割合 吾妻東村 65.0% 伊香保町 32.0% 小野上村 3.0%	「渋川駅～中之条駅線」 ・運行便数：18便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：38人乗り小型バス2台使用 ・県運行費補助金 2,274,000円 ・負担割合 渋川市 15.6% 子持村 23.4% 小野上村 44.9% 中之条町 16.1%	「渋川駅～中之条駅線」 ・運行便数：18便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：38人乗り小型バス2台使用 ・県運行費補助金 2,274,000円 ・負担割合 渋川市 15.6% 子持村 23.4% 小野上村 44.9% 中之条町 16.1%	なし	なし	
	「渋川駅～中之条駅線」 ・運行便数：18便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：38人乗り小型バス2台使用 ・県運行費補助金 2,274,000円 ・負担割合 渋川市 15.6% 子持村 23.4% 小野上村 44.9% 中之条町 16.1%	「伊香保温泉～榛名湖線」(代替) ・走行：1日14便(往復) ・運行業者：群北第一交通(株) ・使用車両：55人乗り中型バス2台使用 ・県運行費補助金 黒字運行のためなし ・負担割合 黒字運行のためなし	「小野上駅～伊香保温泉線」(代替) ・走行：1日14便(祝祭日10便) ・運行業者：関越交通(株) ・使用車両：41人乗り小型バス1台使用 ・県運行費補助金 1,343,000円 ・負担割合 吾妻東村 65.0% 伊香保町 32.0% 小野上村 3.0%	「渋川駅～桜の木線」 ・運行便数：15便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：54人乗り中型バス1台使用 ・県運行費補助金 1,256,000円 ・負担割合 渋川市 27.0% 子持村 73.0%			
	「渋川駅～桜の木線」 ・運行便数：15便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：54人乗り中型バス1台使用 ・県運行費補助金 1,256,000円 ・負担割合 渋川市 27.0% 子持村 73.0%			「沼田三軒屋～桜の木線」(代替) ・運行便数：11便 ・運行業者：関越交通 ・使用車両：37人乗り1台 ・県運行費補助金 1,070,000円 ・負担割合 沼田市 89.9% 子持村 9.1%			
	「渋川駅～箕郷線」 ・運行便数：12便 ・運行業者：群北第1交通 ・使用車両：41人乗り小型バス1台使用 7,538,362円 ・県運行費補助金 1,309,000円 ・負担割合 渋川市 31.61% 吉岡町 16.13% 榛東村 25.81% 箕郷町 26.45%						

協議項目	24-10	交通関係事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現				況				
2 バス利用促進対策								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
バス利用促進対策	バス利用促進敬老割引制度(65歳以上市内在住) ・敬老割引補助 65歳以上の住民への回数券購入に対する補助 回数券 1,000円 額面券 1,100円 購入額 650円 市補助額 350円 県補助額 100円	なし	なし	なし (かつて制度があったが、実績がなかったため、廃止した。)	バス利用促進敬老割引制度(65歳以上村内在住) ・敬老割引補助 65歳以上の住民へのバスカード購入に対する補助 バスカード 5,000円 額面券 5,800円 購入額 3,750円 県補助 500円 村補助 500円 事業者負担 250円	バス利用促進敬老割引制度(65歳以上村内在住) ・敬老割引補助 65歳以上の住民への回数券購入に対する補助 回数券 5,000円 利用可能額 5,000円 購入額 3,750円 県補助 500円 村補助 500円 事業者負担 250円		
<p>【関係法令】</p> <p>道路運送法(抜粋)</p> <p>(種類)</p> <p>第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)</p> <p>ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業)</p> <p>ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)</p> <p>(2) 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)</p> <p>(一般旅客自動車運送事業の許可)</p> <p>第4条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第20条 一般旅客自動車運送事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。</p> <p>第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。</p> <p>(1) 災害の場合その他緊急を要するとき。</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。</p> <p>(有償運送の禁止及び賃貸の制限)</p> <p>第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。</p> <p>3 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。</p>								

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-10	交通関係事業の取扱い	関係項目		調整理由・課題
現			況		
3 先進地事例					
さいたま市		山 県 市		か ほ く 市	
<p>1 交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。</p> <p>2 放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図る。</p>		<p>1 高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。</p> <p>料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。</p> <p>回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。</p>		<p>1 町営バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 公共バス等については、路線バスの利用状況を踏まえ、新市において地域密着型バスシステム導入に向けて検討する。</p>	
いなべ市		宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会		三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会	
<p>交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。また、放置自動車及び自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。</p>		<p>1 交通安全推進協議会等及び交通安全指導員については合併時に統合し、交通安全啓発事業については新市において策定する。</p> <p>2 交通安全施設については、現行のとおりとする。</p> <p>3 交通災害共済事務については、合併時に統一する。</p> <p>4 地方バス路線維持については、国庫、県補助分については現行のとおりとし、市町単独分については合併時まで調整する。</p>		<p>1 交通安全事業については、合併までに関係機関と協議のうえ調整し、新町発足後交通安全対策協議会に諮り引き続き実施する。</p> <p>2 交通安全対策協議会については、合併までに調整し、新町発足後速やかに設置する。</p> <p>3 交通安全協会および交通安全母の会については、各団体と引き続き協力体制をとり、将来の統合に向けて調整に努める。</p> <p>4 交通安全指導員については、新町発足時より活動できるよう、三好町の例により合併までに調整する。</p> <p>5 町村民交通傷害保険については、合併までに調整し、新町においても引き続き実施する。</p> <p>6 地方バス路線維持については、当面は現行のとおりとし、新町発足後巡回バスの運行等について協議する。</p>	